

フランスにおける社会的養護から巣立つ若者の自立支援一措置延長制度が果たす役割についてー

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2022-01-13 キーワード: 作成者: 小澤, 裕香, Ozawa, Yuka メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.24517/00064685

This work is licensed under a Creative Commons Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0 International License.



フランスにおける社会的養護から巣立つ 若者の自立支援

——措置延長制度が果たす役割について——

小 澤 裕 香

I はじめに

リーマンショック以降、日本でも「子どもの貧困」がクローズアップされるなかで、「児童養護施設の子どもたち」は、最も困難が凝縮された層として「貧困ピラミッド」の頂点に位置づけられている¹⁾。児童養護施設とは虐待や家族の貧困問題を背景に家庭での養育がかなわない要保護児童に対して養育を行う児童福祉施設の1つであり、「社会的養護」の中心的担い手である。社会的養護による保護は児童福祉法に定められた18歳までとされ、原則保護の終了とともに自立を迫られる。しかし、社会的養護のもとで生活を余儀なくされてきた児童にとって、退所後も家族からの支援なく、住む場所、進学、就職、健康問題など様々な生活課題に対処しながら人生を切り開いていくことは至難の業ではない。

日本における退所児童への支援実態に関する研究者が行った調査研究によると、退所後のトラブルが最も発生する時期は退所後1年以内であり、職員の不在等により適切な対応がなされず事態が悪化していくケースも少なくないという。また、退所2年目以降は退所者と支援者との関係が希薄になってしまうことが多い(伊藤, 2013)。このように、最初はほんの小さなつまづきだったのかもしれないが、経済的不安定さを基盤とする複合的な生活課題を抱えるなかで孤立し、自立への軌道が描けず子ども期の不利を引きずったまま大人になっていく若者も少なくない。2010年に行われた「若者ホームレ

ス調査」では20代から30代の若年ホームレスの12% (50人中6人) が児童養護施設出身者であることが明らかになった²⁾。退所後の自立の難しさの一端であり、これが日本における彼らの貧困の具体的な形なのである³⁾。

伊藤 (2013) が示すように、退所後の困難は退所後数年の間に集中して起きているということをふまえると、成人への移行期 (およそ18-24歳) はその後長く続く人生の準備をする重要な時期であるといえる。しかし、社会的養護のもとから巣立つ者にとっては、保護されていた環境からの「断絶」を経験しなければならない時期でもある。これまでの生活の中で構築されてきたあらゆる資源 (人的資源・社会諸制度) からの断絶は、成人への移行の出発を不安定にし、人生を切り拓くために必要な諸資源の再構築を難しくする。

このような「18歳の壁」を打破してフェアスタートを保障するためにも、「断絶」を緩やかにしていく「措置延長制度」は1つの有効な手段であろう。措置延長とは、児童相談所が認めた場合に18歳を超えて措置を延長できる制度である⁴⁾。日本では、現在満20歳に達する日まで (さらに自立援助ホームの場合、22歳まで) 延長できる。しかし、2018年度、高校卒業時に措置延長した児童は2,127人中500人 (23.5%) であり、利用は低調である⁵⁾。

措置延長制度の利用が進まない背景としては、本人が希望しないというよりも措置延長の明確な基準を設けている児童相談所がなく、措置延長制度の統一的な運用体制の整備が進んでいないという問題がある⁶⁾。また、児童相談所によっては、「『一般家庭でも経済的理由から進学を断念する子どももいる中で、措置延長はできない』と」して認められないケースも少なくなく、措置延長制度が「子どもの権利」として十分に保障されているとはいえない状況である⁷⁾。

翻ってフランスでは近年、措置延長制度 (Contrat Jeune Majeur。以後、CJMと略す) を積極的に活用する動きがある。2016年の児童福祉法の改正によって、児童相談所は退所するすべての子どもと面談を行うことが定められたことを契機に、継続的な支援の必要性が可視化され、CJMの活用につながりやすくなったのである。この法改正の契機は退所者実態調査が次々と実施され、彼らの諸困難が具体的に明らかにされたことである。なかでも2012年に行われた全国ホームレス調査で、ホームレス全体のうち4分の1 (18-25

歳の若年層に限定すると3分の1)が社会的養護経験者だったという事実は、政府を大きく動かした。2018年には、「貧困の予防と闘いに関する国家戦略」において、社会的養護経験者の自立支援が重要な柱に位置付けられ、CJMのさらなる改革も進められている。

こうした背景を踏まえ、CJMがどのように移行期の困難を緩和し自立を後押しするものとして機能しているのかを明らかにすることは、日本にとっても意義があるだろうと考える。そこで本稿では、フランスを事例に、社会的養護から巣立つ若者への自立支援を検討する。なかでもCJMの意義や課題についてフランスの現状を明らかにすることを課題とする。

まず、フランスにおける社会的養護の概要を必要な限りにおいて日本との比較も交えて述べる(II節)。そして退所児童の自立への移行にともなう困難を明らかにする実態調査を紹介しながら、こうした諸困難に対する政策動向についてふれ、CJMが着目されてきた背景をみる(III節)。そのうえで、CJMの概要を述べ(IV節)、最後にCJMの意義や課題を明らかにする(V節)。こうした検討を通じて、社会的養護退所者の包括的な自立支援体制の在り方を検討するための足掛かりとしたい。

II フランスにおける社会的養護

本節では、フランスにおける社会的養護の概要を、日本との比較を踏まえ、述べて後に、フランスにおいて退所者支援の対象になる要保護児童の特徴を明らかにする。

1. 社会的養護の概念と定義

フランスにおいて、日本の社会的養護に該当する用語は「児童保護 (La protection de l'enfance)」である。フランスの社会福祉・家族法典L.112-3条は、「児童保護は、子どもの権利を尊重しつつ、子どもの基本的なニーズに配慮し、身体的、感情的、知的そして社会的な発達を支援し、子どもの健康、安全、道徳、教育⁸⁾を保障することを目的とする」と定義される。同条はさらに「危険な状況または危険なリスクのある児童」に対して、その状況の把握、行政

的・司法的な判断による適切な保護、そして当該児童とその保護者に対する予防的措置を行うことも児童保護の枠組みに位置づけている。

危険な状態にある児童とは「健康、安全、道徳、教育が脅かされ、児童の身体的、感情的、知的、社会的な発達を著しく損なう可能性のある困難に直面している」児童のことである。被虐待児よりも広く、また「保護者のない児童や、保護者に監護させることが適当でない児童⁹⁾」と定義される日本の要保護児童の定義よりも広くその対象をとらえている。

児童保護は日本と同様原則18歳までを支援の対象としているが、CJMが認められれば21歳まで児童保護の枠組みによる支援が拡大される。本稿では、とくに記述が必要な時は前者を未成年要保護児童(0-17歳)、後者を成年要保護児童(18-21歳)と表現する。両者まとめて表現する場合には要保護児童とする。

また、同条には「児童保護は、児童に対して養育義務のある両親が直面している困難を把握したうえで、部分的もしくは全体的に、当該児童への介入を行うが、いずれの場合も児童自身で判断できる力に応じて、児童自身とともに決定する」と規定されており、部分的な介入としての在宅保護による支援や保護の決定に児童自身が関与できる点は日本と大きく異なる。

児童保護の実施は、日本の児童相談所と同等の機能を果たすAide Social à l'Enfance (以後、ASEと略す)が担っている¹⁰⁾。児童福祉の領域は1983年以降地方分権改革の流れの中で県がその責任主体となっており、ASEは県議会の管轄に置かれ、県議会議長がその実施の責任を負う。要保護児童への保護・支援はASEの重要なミッションの1つである(社会福祉・家族法典L221-1)。

このように、日本の社会的養護にあたるフランスの児童養護による保護は、いわゆる虐待による命の危機にさらされている児童だけではなく、子どもの発達保障という観点や健康、安全、道徳、教育的な側面から広く判断される。また、当該児童やその親(養育義務者)への介入についても子どもと親を分離する保護だけでなく、部分的な介入として在宅での保護も児童養護の支援形態として重要な位置づけを与えられている。

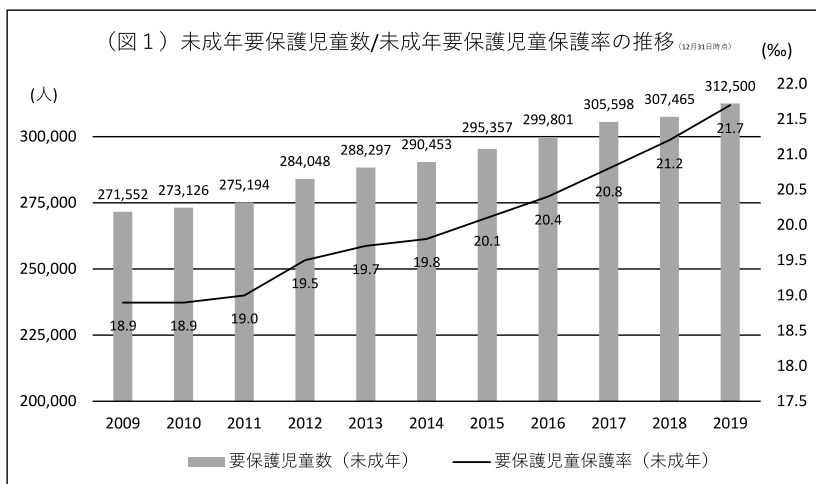
さらに、ASEへの申請を児童が自ら行うことができるため、特に高年齢児においては、家庭内不和を原因に自らの意思で保護・支援を請うケースもあ

る。そのため日本と比べ、ASEの利用へのアクセスが比較的容易であるとい
うことができるだろう。こうした対象のとらえ方や支援形態の多様さにも影
響を受け、ASEで支援を受けている要保護児童はフランスでは日本よりも多
い。以下では要保護児童数や具体的な支援形態をみていきながら、退所者支
援の対象になる要保護児童の特徴についてみていく。なお、以後、フランス
の児童養護についても日本語の表現を採用し社会的養護で統一する。

2. 要保護児童数と支援形態

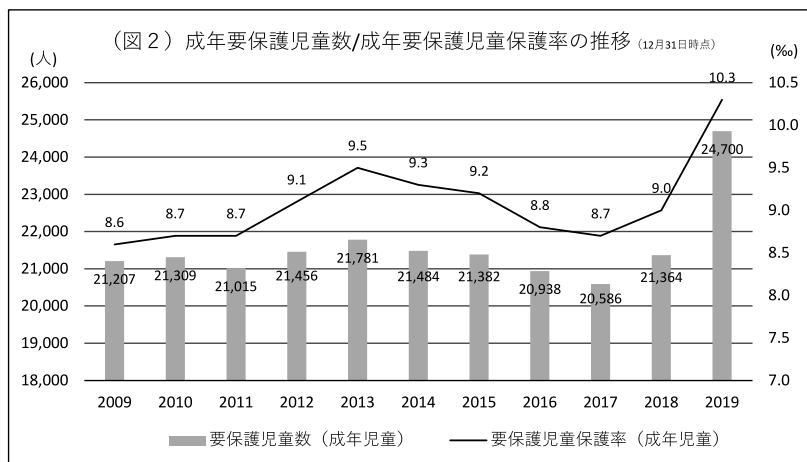
ASEで支援を受けている要保護児童はどのくらいいるのだろうか。未成年要
保護児童と成年要保護児童で分けてみていく。未成年要保護児童は、2019年12
月31日時点で312,500人であり、0-17歳全体に対する割合（未成年要保護児童
保護率）は21.7‰(2.2%)であった（図1）。ただし、県ごとに見た未成年要保
護児童保護率は最も低いところと高いところで1.0%から4.2%と差がある¹¹⁾。

10年前の271,552人(2009年)と比較すると、未成年要保護児童は1割強(13.1%)
増加している。この上昇の要因には、フランス国籍を持たない児童(MNA :
Mineurs non accompagnés)の受け入れが増えたことが大きく影響している。



ONPE (2021) p.3より筆者作成

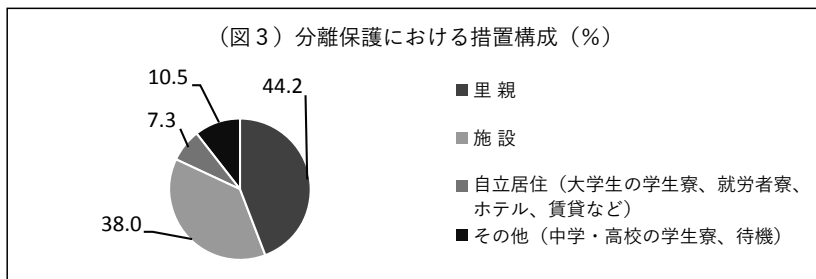
CJMを利用している成年要保護児童については、2019年12月31日時点で24,700人、18-21歳人口に対する比率（成年要保護児童保護率）は10.3%（1.0%）となっている（図2）。10年前の21,207人（2009年）と比較すると、成年要保護児童は1割強（14.1%）増加している。2016年以降の急上昇は、はじめにでも述べたように児童福祉法の改正による影響がある。



ONPE (2021) p.3より筆者作成

さて、ASEによる支援はどのような形態で行われているのだろうか。要保護児童は分離保護と在宅保護のいずれかの形態で保護される。要保護児童の分離保護と在宅保護の比率は2018年12月末時点で53%と47%であり、両者とも社会的養護の中心に位置づく支援となっている¹²⁾。

前者は、施設や里親といういわゆる要保護児童が家族のもとから分離された形態で支援を受けるものである。分離保護のうち、里親の割合は44.2%と最も多く、施設のそれは38.0%となっている（図3）¹³⁾。里親と施設で分離保護の82.2%を占める。残りは大学の学生寮、就労者寮、ホテル、賃貸などの「自立居住」（7.3%）による措置であり、高年齢児童が主にこの形態で支援を受けている。CJMの利用が増えたことに影響して近年上昇している支援方法である。また、「その他」（10.5%）には中学や高校の寮に入っている場合や受け入れ先決定まで待機している児童が含まれる。



DREES (2020) p.172より筆者作成

他方で在宅保護は、要保護児童が在宅のまま、親を含めた家庭に対する支援が行われる形態である¹⁴⁾。分離保護に至るのを防ぐことや分離保護から家庭復帰を果たした後の支援として機能している。在宅保護の支援は、主に金銭的支援だけでなく、多様なアソシエーションがかかわり、社会的家族的介入、社会経済・家族同伴措置など対人援助が行われる¹⁵⁾。

ここで日本の要保護児童数と支援形態をみてみよう。厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課(2019)によると、要保護児童は4万4,354人であり、要保護児童保護率を推計すると0.2%になる。単純に比較すればフランスの要保護児童数は日本の10倍となる。要保護児童の支援形態は多い順に児童養護施設(57.0%)、母子生活支援施設(14.3%)、里親(12.2%)、乳児院(6.0%)、ファミリーホーム(3.2%)、児童自立支援施設(3.0%)児童心理治療施設(2.9%)、自立援助ホーム(1.3%)となっている。児童心理治療施設では一部通所支援も行っているのを除けば、日本の社会的養護が分離保護中心となっていることがわかる。それに対して、フランスでは在宅保護と分離保護の両方が支援の中心に位置づけられている。

3. 高年齢要保護児童の支援形態

前項でみたように、フランスでは、日本のおよそ10倍の要保護児童がASEで支援を受けている。そして要保護児童の半数が日本と同じ分離保護であるが、残りの半数は日本ではまだ定着していない在宅保護で支援を受けている。また、分離保護においてもフランスでは里親保護が最も多く、施設保護中心

の日本とは異なっている。

しかし、社会的養護からの退所にむけた自立支援を考える際には、フランスでも事情は日本と似てくる。表1は在宅保護の形態を年齢別に見たものである。年齢層が上がるにつれて施設や自立居住で生活する要保護児童が多くなっていることがわかる。すなわち、0-15歳層では里親での保護が最も多いが、16-17歳層や18歳以上では逆転して施設での保護が最も多い。また自立の居住もその比率は高くなる。結果的に16歳以上では里親の割合は2割まで下がっている。

表1 年齢別保護構成 (%)

	0-2歳	3-5歳	6-10歳	11-15歳	16-17歳	18歳以上	全体
里親	63	74	64	48	22	21	44
施設	25	20	29	41	51	43	38
自立居住	0	0	0	3	15	28	7
その他	14	9	9	11	13	9	10

DREES (2020) P.187より筆者作成

年齢別で支援形態が異なる背景は複数の理由が考えられる。第1に、ASEに保護される年齢が低い場合、受け入れ先は原則里親としているため、里親による保護が低年齢児に多くなる傾向にある。第2に、ASEへの申請は児童自ら行うこともできるため、特に高年齢児においては、家庭内不和を原因に自らの意思で保護を請うケースも少なくない。そして高年齢児で保護される場合には、里親ではなく施設や自立居住での支援となる場合が多い。第3に、ASEの支援は原則1年ほどの短期的な契約の更新という形で行われる¹⁶⁾。そのため、措置の解除や契約の更新ごとに措置先の変更が起こることもまれではなく、退所までに複数の措置先を経験する児童も少なくない。里親先から別の里親先への変更もありうるが、年齢が上がるにつれて里親ではなく施設や自立居住での措置に移行していく。最終的には、CJMを利用している成年要保護児童の9割弱(87.1%)は分離保護で支援を受けているのが実態である¹⁷⁾。

以上のことから、退所者支援を必要とする要保護児童は、在宅でも里親でもなく主に施設が受け入れているというのがフランスの特徴の1つであり、

この点は日本と特徴を同じにする。このような特徴を念頭におきながら、次節では、要保護児童が直面する困難を明らかにする実態調査の進展を受けて自立支援が強化されていく動きをみていく。

III 移行期の困難と政策動向

本節では、彼らが社会的養護から自立していくときに被る困難がどのようなもので、またそれらがどのように明らかにされていったのかを検討しながら、退所者への自立支援政策の動向とりわけCJMが着目されてきた背景を明らかにする。

1. 実態調査による困難の可視化

ASEの支援を受ける児童が成人への移行にともないどのような困難に直面しているのかを明らかにすることは、彼らへの支援を推進する原動力となる。フランスでは、ASE退所者実態調査の研究において豊富な蓄積がある¹⁸⁾。それらの調査研究の手法は、主に当事者に対する聞き取り調査に加え、保護されていた当時の記録とを突き合わせながら、退所後の実態のみならず、措置の形態の違いで退所後の状況にどのような違いがあるのかなど、インケアとの関連性なども含めてモノグラフ的作業を通じて詳細に明らかにするものであり、主に研究者が担ってきた。

こうした研究は、インケアの在り方が退所後の自立にどのような違いをもたらすかなど、具体的政策実践への言及を容易にする側面がある一方で、それぞれに行われてきた調査は、質問項目の整合性などが考慮されていなかったため、豊富な調査結果を活用して各県の状況を比較し、またそれらを統合して全国的な状況を把握することは困難であった。

こうした状況に対して、2000年代以降、大きく2つの変化が訪れる¹⁹⁾。1つは、フランス全体の状況としてとらえようとする調査が出てきたことである。その際、調査研究を複数の県にまたがるような大規模調査として行おうとする方向と、公的機関が既存の政府統計のなかで要保護児童や退所者の状況を把握できるような質問項目を追加する方向がみられた。もう1つは、縦

断調査による実態把握を行おうとする方向性である。これまでの当事者への聞き取り調査は退所後数年たって行われることが多く、退所後に集中する困難をとらえきれていなかったことを踏まえ、縦断調査によって退所直後の困難を把握するようになった。いずれにしてもこうした2つの方向性に共通するのは、政府が積極的に実態を把握しようとする姿勢が見られるという点である。

例えば、これまで要保護児童の学業のつまづきやすさは現場レベルではながく認識されていたが、政府統計としては実態が明らかにされていなかった。2008年に初めて保健・連帯省内の調査研究評価統計部 (DREES) が行った調査では、義務教育終了後の16,17歳ですでに学校に行っていない未成年要保護児童が多いという事実が明らかにされた²⁰⁾。16歳の要保護児童の未就学率は15.8%であるのに対して同年齢全体のそれは5.8%にすぎなかった。すなわち、一般の16歳と比べて3倍も高かったのである (17歳の場合には22.0%に対して9.6%)。

また、2009年には「危険な状態にある子どもの全国監視機関 (ONED²¹⁾)」が移行期の困難の要因として、家族や社会的資源が活用できないことを指摘する報告書を提出した²²⁾。さらに、2012年にフランス国立統計経済研究所 (INSEE) が行った全国ホームレス調査では、全ホームレスの26%すなわち4人に1人が幼少期に社会的養護のもとで育った経験があることが明らかにされた²³⁾。特に年齢層を18-24歳の若年ホームレスに限れば、彼らの占める割合は36%と増え、退所直後の居住問題を提起した。

このように、就学での不利、家族や社会資源からの排除、住居へのアクセスの困難など様々な領域で移行期の困難が明らかにされるなか、2013年には、政府による初めてのASE退所者の追跡調査 (正式名称「退所後の自立に関する縦断調査 (ELAP²⁴⁾)」が始まった。

2. 政策動向

一連の実態調査によって困難が具体的な数値として明らかになるなかで、2016年3月14日に児童福祉法が改正された。「子どもの歩む道のり」の重要性が認識され、その道のりの安定を保障する制度改正であった。具体的には、

退所後の「道のり」において支援の継続を保障できるようにするために、退所1年前にASEと面談を行い、彼らが25歳までに陥りそうなリスクを想定し、自立支援計画を立てることが定められた。この措置によってCJMの利用者が増えたことはすでにII節で確認した。

さらに、2018年9月に発表されたマクロン政権の「貧困の予防と闘いに関する国家戦略(以後、「戦略」とする。)」において、社会的養護から巣立つ若者たちを最も脆弱な存在であると位置づけ、彼らへの支援が政策課題として以下の様に明記された。

「18歳でのすべての社会的養護からの支援なき退所(sortie sèche)は不可能になるだろう。この取り組みは職業的参入という方法を通じて国家が強く支援し、解決が見つからない成人に達した若者に対して、完全な自立までASEへ戻る権利を与えるものになるだろう²⁵⁾。」

この貧困戦略を具体化するために現在そして元当事者がメンバーの半数を占めるワーキンググループが立ち上がり、2019年2月に、このワーキンググループは5つの要望を政府に提出した²⁶⁾。

この要望書に書かれた内容は、

- ① 社会関係が断ち切られないこと：若者が永続的なつながりを持てるように、たとえ退所時にASEの支援の終了を選択する者がいたとしても、若者が希望すれば、18歳になってからも支援者を指定し、支援ネットワークに頼ることができるようにすることを県は約束する。
- ② 安定した住宅へのアクセス：成人に達した後の住宅へのアクセスは家族連帯がほとんど享受できないASEによる支援のもとで生活していた若者にとって最も大きな懸念事項である。国との契約に署名した県は、若者の住宅へのアクセスに取り組むことを約束する。
- ③ 権利へのアクセスと安定した経済状況：高等教育の奨学金、見習い時の給与、「若者保証²⁷⁾」といった各種支援など、ASEによる支援を受けた若者は、それぞれの状況を安定させるために経済的なリソースを見つけることができるように支援される。国との契約に署名した県は、リソース

へのアクセスを提供するだけでなく、関係する若者に対しては、滞在許可証の取得手続きを容易にするために、成人年齢に達する前に支援を提供するなど、既存の共通法の解決策をすべて動員することを約束する。

④キャリアパスの構築：ASEの支援を終了する若者は、適切なサポートを受けることで、落ち着いて進路を選択したり、必要に応じてオリエンテーションを受けたり、個別計画を変更したりすることができ、そして困難な場合にはASEの支援に戻ることも可能とする。

⑤若者1人ひとりに効果的な医療へのアクセス：国と県は、若年層の医療へのアクセスを保障し、包括的な医療保険の恩恵を受けられるようにし、成年に達した後も医療の継続性を確保することを約束する。

上記の要望が実施できるように、国と協定を結ぶことで県は必要な予算を確保できるようにし実質性を担保される。また、上記のワーキンググループの要望書が出される1か月前には、保健・連帯省のなかに社会的養護担当大臣のポストをつくり、アドリアン・タケが就任し、同年3月13日、社会的養護退所者への自立支援の取組を正式に宣言した。

2020年に出された中間評価では、2019年におよそ20,000人が成人し、そのうち半数以上が「戦略」において提起された枠組みで支援を受けることができた²⁸⁾と評価されている。また、コロナ禍では、2020年3月23日法で、緊急事態宣言下にあるすべての期間においてCJMの支援期間が自動で延長されることが決まり、それに対する予算措置もとられるようになった。

このように2000年以降フランスでは社会的養護からの退所者実態調査が公的な責任で行われることによって、退所者への自立支援政策が大きく展開を見せた。また、縦断調査によって、措置解除直後の困難が明らかにされると、CJMの果たす役割が注目されるようになった。また、当事者の声を実質的に政策反映できるような政策策定プロセスも有していることは注目に値する。

IV 措置延長制度 (CJM) の概要

本節では、フランスの社会的養護の退所者支援策で注目されているCJMに

ついて検討していく。まず制度の対象を述べ、次に、運用体制がどのようになっているのか、パリの事例をもとに検討する。

1. CJMの対象

CJMは18歳から21歳を迎える誕生日までの3年間を成年児童 (Jeune majeur) ととらえ、21歳までは必要性が認められればASEの支援を受けることができる制度である。また一定の手続きを踏まえた16歳以上の「独立した未成年者 (Mineur émancipé)²⁹⁾」も対象となる³⁰⁾。CJMは、本人の申請に基づき県議会議長が許可した場合のみ利用可能である。この制度は、1974年に成人年齢を21歳から18歳へ引き下げる際に、法的な隙間となる成年児童に対する保障の必要性から創設され、1975年から実施されている³¹⁾。県ごとに差があるが、毎年、成人年齢で退所する児童全体のおよそ3分の1がCJMを利用している³²⁾。

2. CJMの運用面体制ーパリを事例に

CJMの運営も県議会議長の管轄下にあるASEが担っている。県ごとにCJMの運営方法は異なるが、CJMを運営するための独立した部署を設置する県が少ない中、パリはCJMを担う部署 (成年児童教育局) を設置している。そこで、積極的にCJMを推進している県としてパリの事例を参考にして、制度の運用体制をみていく³³⁾。

・制度利用までの手続き (申請の検討)

未成年要保護児童は成人年齢による退所が近づくとCJMの申請の判断をすることになる。こうした判断をするプロセスで相談にのるのは措置先のはエドゥケーターである³⁴⁾。例えば、里親保護の場合には里親または里親支援団体のアソシエーションが、施設保護の場合には施設の職員が担う。また、在宅保護の場合には在宅支援を行うアソシエーションが担う。さらに施設の場合には16-18歳を対象としたリービングケアを専門とする施設に措置変更し「自立居住」の枠組みで自立への準備をする場合もある。この支援は借り上げたアパートにエドゥケーターによる個別訪問支援が行われるものである。

どの措置先でも共通して行われることは、エデュケーターとともに、18歳以降の居住場所の選定、学業の継続を含む進路、抱えている諸問題などをふまえた退所準備を始める。その中でCJMを利用する場合には申請手続きを行う。

・申請手続き

パリでは申請は17歳半の時点までにASEのCJM担当部署に行うことになっている。その際、申請者は就学や求職活動などの個別計画やその実行可能性、措置延長の必要性を主張した「手紙」を提出しなければならない。また、施設や里親など措置先のエデュケーターおよびASEの担当エデュケーターからもそれぞれ「意見書」が提出されなければならない。この3者からの書類がそろって申請ができる。

申請書類が受理されると3か月以内にソーシャルワーカーが申請者と面談を行う。少なくとも2回面談が実施される。面談後、ソーシャルワーカーは当該申請者の評価レポートを作成する。この評価レポートをもとに月に1度開催される「審査会議」で利用の可否を決定する。審査会議の参加メンバーは、県の職員で構成され、ソーシャルワーカー、若者政策、青年の司法、障害などの多様な領域から選出される。

パリの場合、年間700件ほどの申請があり、拒否率は5%程度ということである。またパリは、フランス国籍を持たない児童の申請も多く、700件の申請のおよそ半分は移民の児童による申請となっている。

・契約の締結

CJMの利用が認められると、契約書が締結される。パリでは、利用者のニーズに応じて5種類のタイプの契約を用意している。それらは「参入契約」、「自立支援のための教育的契約」、「経済支援重点型契約」、「教育的契約」、「段階的契約」の5つである。

第1の、「参入契約」は、個別計画の内容が主に就学の継続・復帰や職業訓練を通じて職業的参入を目指すもので、障害がなく、ある程度自立度が高い人が想定されている契約である。およそ8割がこの契約を締結しているという。具体的な支援内容を伺ったところ、例えば、CJM利用者が取り組むこと

として、「職業資格をとる、そのために授業をさぼらない、フランス語の勉強を続ける(移民の場合)、銀行口座を作る、税金の申告をする、滞在許可書をとる(移民の場合)、求職活動をする、保険証を取得する、住宅補助の手続きをする」、などがある。それに対して、保護先のエドューケーターを行うこととして、「フランス語の勉強を手伝う、県庁に滞在許可書を作りに行くのを手伝う、学業が成功するように生活リズムを整える手助けをする」といったことが契約書に記載される。

第2の「自立支援のための教育的契約」は、障害があるため、個別計画はあっても実現までに時間かかると見込まれる人が対象となる。障害の程度によっては、最初の契約の段階で21歳まで支援が継続されることを前提に長期契約を結ぶ場合も少なくない。

第3の「経済支援重点型契約」では、例えば住居はすでに確保できているが、敷金などで一時的に支出が増えるとき、また申請中の住宅補助が振り込まれるまでの空白期間を埋めるために一時的に金銭的支援のみ必要な場合、この契約が採用される。

第4の「教育的契約」は、給料や奨学金などによって経済的には生活できているため金銭的支援は必要ないが、臨床心理士等による生活支援が必要な場合に用いられる。最後の「段階的契約」は、上記にあげた契約を組み合わせた「段階的契約」がある。

契約は原則およそ6か月から長くても1年単位で取り交わすことになっているが、制度上、21歳の誕生日までは必要があれば更新が可能である。パリで、更新含めて年間1,300件ほど締結されている。

・支援の開始から終了

主な支援方法は収入に応じた金銭給付と臨床心理士やエドューケーターなどの専門家による生活支援という2本柱である。通常、契約終了2か月前に状況確認が行われる。契約期間内で自立ができなければ継続申請をし、審査会議を経て更新がなされる。その場合、利用者本人、ASE担当エドューケーターそして保護先のエドューケーターの3者が契約に署名し支援が継続される。

このように、CJMは、契約という形態にそって支援が行われるが、パリ市

では5つのパターンの契約の種類を用意し、若者の抱えた状況に応じた支援が実施できるような制度設計になっている。とくに精神的な健康面を抱える成年要保護児童への支援は契約の種類を区別し、契約期間にも配慮した対応を取っていることがわかった。

本節では、CJMの概要を運用面も含めて述べてきたが、次節以降では意義と課題を検討する。

V CJMの意義と課題

本節では、2013年から実施された退所者の縦断調査(ELAP)の分析をもとに、経済面、就学面、生活基盤の形成、住宅面という4つの面からその効果を検証し、CJMの意義を検討する。そのうえでCJMの課題を整理する。

1. CJMの意義

・経済面

CJM利用者は、経済的な支援が必要な場合には月額最大250€の延長措置手当(Allocation jeune majeur)を受給することができる。賃金や見習い手当など就労収入(ごくまれに親からの仕送り)に応じて月額が決まる。これは措置費とは異なるもので、本人がその用途を決めることができる給付である。措置先によって自分で生活費を支出する必要がない若者は、延長措置手当を受け取っていない場合もあるが、多くはこの給付を受け取っている。平均するとCJM利用者はその他収入も含めて平均350€を月額受け取っている³⁵⁾。

さらに担当エデュケーターから収入の金銭管理の生活支援をうけることができる。収入の範囲内でレジャー、衣服、衛生用品、食費、移動費などのやりくりを学んでいる。

フランスでは、18歳から利用可能な若年層への最低生活保障制度(若者活動連帯所得)が2010年に創設されたが、これは過去の就労要件など課せられており普遍的な最低生活保障ではない。このような中で、CJMで保障される金銭給付は社会的養護の元から成人していく若者にとっては最低生活保障として機能しているといえる。

・就学面

要保護児童は保護前から就学面での困難を伴っている場合が多く、落第を重ねている場合も少なくない。こうした教育の遅れはCJMによってどの程度緩和されるのだろうか。調査対象となった17歳のうち免状がない児童は49%と半数近くいた³⁶⁾。しかし調査対象となったCJMを利用している18-19.5歳では免状のない割合は33%まで下がり、さらに19.5-20歳では21%まで下がっていた。したがって、CJMの利用により少なくともなんらかの免状を取得することに成功できていると言える。

ただ、バカロレア(大学入学資格)まで取得し、高等教育への進学まで果たす若者は多くない。20歳の時点で比較すると、バカロレアを一般で53%取得しているのに対して、CJMを利用している若者では31%となっている。このように、就学面からみると、CJMは高等教育へのアクセスを保障するというよりも、未成年の時に蓄積された学業の遅れを取り戻すという点で就業機会の保障が実現されているといえる。

・生活基盤の形成

CJMは日常生活を遂行する能力をどのように養うのだろうか。表2は、日常生活の能力に関して、CJMを利用している17歳と19.5-20歳を比較したものである。この結果をみると、17歳ではできていないが、19.5-20歳ではできることが多いことがわかる。

たとえば、CJMによって日常生活能力が最も向上したといえるのは「金銭管理」の部分であった。「現金以外の支払い方法をもっている」は65ポイント(14%→79%)高く、また「銀行口座をもっている」は54ポイント(43%→97%)高い。また、「ハローワークを利用したことがある」、「報酬のある職業的経験を持つ」、「求人に応募することができる」など、普通法へのアクセスや雇用関係においても高くなっている。求職活動に必要な知識や実践経験を積む機会を得られるようになっていのに加え、「ミッションロカルを利用したことがある」も38ポイント高くなっており、若者の自立支援を包括的に行う機関の利用経験をもつことも支援において重要視されていることがわかる。

表2 年齢別日常生活能力（「はい」と答えた人の割合%）

日常生活能力項目	17歳	19.5-20歳
家事		
料理をすることができる	67	74
予算を考えながら買い物ができる	69	82
洗濯ができる	63	83
時間をまもることができる（約束に間に合う、公共料金を期限内に支払う）	73	82
料理を日常的にする	24	58（+34）
少なくとも1週間に1度掃除をする	84	91
住宅		
住宅を見つけるためにする諸手続きができる	15	33
雇用		
求職活動のためにする諸手続きができる	30	60（+30）
履歴書をかける	44	70
求人に応募することができる	23	63（+40）
雇用主と手続きについてやり取りすることができる	38	66
報酬のある職業的経験をもつ	18	63（+45）
研修や見習いといった職業経験をもつ	87	93
運転免許を取得したあるいはもうすぐで取得可能	5	39（+34）
普通法の支援へのアクセス		
ミッションロカル（Mission Local）を知っている	61	87
ミッションロカルを利用したことがある	18	56（+38）
ハローワーク（Pôle emploi）を知っている	87	93
ハローワークを利用したことがある	8	54（+46）
受け入れ・情報・オリエンテーション常設センター（PAIO）を知っている	60	68
受け入れ・情報・オリエンテーション常設センター（PAIO）を利用したことがある	39	46
金銭管理		
貯蓄がある	57	72
銀行口座を持っている	43	97（+54）
現金以外の支払い方法を持っている	14	79（+65）

（出典）FRECHON Isabelle, MARQUET Lucy (2018) p.13をもとに筆者作成。

・住宅面

住宅へのアクセス支援は難しい分野である。そもそも特に都市部では家賃が高く安定した収入がない段階では一般の若者でさえ賃貸への入居は困難で

あるからである。とはいえ、賃貸契約を結べる若者はCJMを利用した場合増加している。賃貸契約を結べた割合は、CJMを利用していない場合、CJMを1年未満利用した場合、1-3年利用した場合、3年以上利用した場合、それぞれ27%、40%、61%、54%となっている³⁷⁾。

このようにみていくとCJMは、経済的心配のない環境で生活を送る経験、また幼少期の遅れを取り戻し、将来への道筋になるきっかけを見つける時間を保障する制度であるということが出来る。そのような意味で、CJMはインケアから社会へと自立していく際の橋渡しをする役割を担っているといえるだろう。

2. CJMの課題

前項でCJMについて検討しその意義を明らかにしてきたが、他方で課題も抱えている。以下では3つの視点から整理する。第1に、利用の地域間格差、第2に、支援期間の長さ、第3に、契約に基づく支援の在り方についてである。

第1の点では、第II節ですでに述べたが、CJMの成年要保護児童保護率は10.3% (1.0%)であるが、県ごとにみると0.2%から1.7%と差がみられる³⁸⁾。また、CJMの1度の契約期間も県ごとで異なっている。例えば、イル・ドゥ・フランス地域圏の各県では、契約期間が6か月未満のものは35%であったが、ノール県やパ・ドゥ・カレ県では6か月未満のそれが88%と多数を占める³⁹⁾。また、制度上21歳までは契約更新は可能であるが、途中で契約更新が拒否されるケースは半数近くに上る⁴⁰⁾。

就学や求職活動などは年単位での支援期間を要する場合がすくなくないなかで、契約更新期間が細切れで、また更新できる可能性が不透明であれば、限られた契約期間内で確実に仕事に就けるようにと、より短期的な教育課程(職業訓練)の進路選択をする傾向を助長してしまうことが懸念される⁴¹⁾。

この背景には、18-21歳に対するASEの法的責任のとらえ方が県ごとに異なるという指摘やまた、審査基準そしてその運用方法が県ごとに決められる柔軟性がある一方で、不透明で不平等を生んでいるという指摘がなされている⁴²⁾。

第2に、最大でも3年という支援期間の短かさの弊害として、自立した住宅を得るために、短期に取得可能な職業資格を選択し、就学期間を「短期終了」させ、必ずしも臨んだ仕事ではない「強制された労働市場への入場」が生じているという指摘もなされている⁴³⁾。CJMはどんなに更新をくり返しても21歳に達すると支援が打ち切られる。そのことは大学などの高等教育まで進学し高度な専門性をもった仕事へアクセスできる可能性も低くめる。したがって、CJMは窮状から抜け出すための一步を与えてくれるが、ASEで育ったという生い立ちを埋め合わせるだけのより長期の教育機会を保障するという点では課題を残しているといえる。

そもそもフランスは社会的養護経験者だけでなく、若者の自立が厳しい状況にある。例えば15-29歳のニートは160-190万人(2015年)おり、25歳未満の失業率は20.7%(2018年4月)と他の年齢よりを引き離して高い。さらに貧困者の半数は30歳以下に集中している。このような厳しい状況のなかで多くの若者は成人への移行期を家族からの支援に頼って切り抜けている⁴⁴⁾。家族からの支援なく自立する社会的養護を経験した若者にとっては、支援期間の延長は家族からの支援の乏しさを補う手段になり得るだろう。

第3に、個別計画をもとにして契約が締結されるという制度の在り方に対する批判がある。例えば、そもそも要保護児童とASEとの対等な関係は成立しておらず、CJMを利用できるかできないかは「県議会の一方的な決定」であり、若者のニーズに応じて支援が実現するというよりも、「契約化することのできる能力」によって支援の有無が左右されてしまっているという指摘がなされている⁴⁵⁾。

社会福祉の領域に、「契約」や「個別計画」という新たな専門用語が登場したのは1970年代である。これらは単なる受給者という受け身の存在から自分自身の人生の問題への積極的な参加の重要性を喚起し、その責任を認識する主体に変える意味をもつとされる⁴⁶⁾。このような意味で、社会的養護の領域でも1980年のBianco-Lamyレポートが出された後、CJMは契約にもとづく支援へと変わっていく。1984年6月の法律⁴⁷⁾において正式に契約が導入されて以降、CJMを申請する場合に彼らは「個別計画」を提示しなければならないようになった。1990年代には契約という言葉が現場のレベルでも浸透し⁴⁸⁾、さらに

2000年代には、2回の法律の改正⁴⁹⁾によって、「個別計画」の策定が避けられない傾向として一般化した。この点については、課題の1点目とも関連して、CJMを利用する権利保障と深くかかわる問題を提起していると言える。

VI おわりに

本稿ではフランスにおける社会的養護のもとから自立していく若者の移行期の困難について検討し、その対応策としてCJMの果たす意義と課題を明らかにした。CJM利用者の追跡調査の結果によれば、経済面、就学面、生活基盤の形成、そして住居という生活を構成する複数の面から積極的な意義があることが明らかになった。とくに、普遍的最低生活保障へのアクセスが25歳以上にしか認められていないフランスにおいて、最低生活保障のための金銭給付をともなったCJMは、社会保障制度の穴を埋める大事な役割を果たしている。経済的基盤があつてこそ生活スキルが蓄積され、就学や職業資格のために集中して取り組む期間を過ごせるだろう。実際、CJMは就学の継続や復帰によって少なくとも「免状なし」で社会にでる若者を大きく減らせるという効果が確認できた。また、日常生活を構成する複数の指標の変化をみると、年齢が上がるにつれ日常生活のスキルが向上していることが確認された。以上のように、CJMは、生活環境の急激な変化を緩和させ、社会的養護と成人後の社会生活との橋渡しという積極的意義があるといえる。

しかし、CJMはいくつか課題もみられた。第1に、利用率や契約期間の長さには県ごとに大きな差があつた。このことは、住んでいる場所によって保障される権利が異なるという問題を提起する。第2に、措置延長の期限の短さである。最大でも3年という期間は、幼少期より蓄積した不利を払拭するには期間が短すぎるという指摘である。第3に、CJMの利用をめぐる機会の不平等は、「契約」「個別計画」という支援の在り方によっても強められている。福祉の領域に持ち込まれた「契約」「個別計画」という支援方法の是非は検討されなければならない。

本稿は社会的養護のもとから巣立つ若者への自立支援について、措置延長制度の面から検討を行ってきたが、退所者への自立支援には、退所前のイン

ケアでの自立支援や措置が解除された後のアフターケアについても検討する必要がある。社会的養護経験者にとっての重層的な自立支援体制の構築に向けて、今後これらの点についての検討を進めたい。

脚 注

- 1) 阿部彩 (2015) p.3.
- 2) ビックイシュー基金 (2010) p.5。また児童養護施設を出てからどのように路上へ至ったのか個別のインタビューも掲載されている (同 p.9)。
- 3) 我が国でようやく政府主導による全国規模で当事者へのアンケート調査が行われ、退後の数年以内の困難と支援の乏しさが明らかにされたことも指摘しておきたい (三菱UFJリサーチ&コンサルティング (2021))。この調査は過去5年間 (2015年4月-2020年3月)に児童養護施設や里親のもとを中学卒業以降で措置解除となった若者 (主に18-24歳) に対して実施された (回答率は14.4%)。回答者の8割が中卒・高卒であること、非正規雇用率の高さ (47.8%、インターンなどの「その他」含む)、経済的な理由で医療機関を受診できなかった経験がある (20.4%) など困難が具体的に明らかにされた。また退後にサポートが受けられた人が62.7%いた一方で、全くサポートを受けていないと回答する若者も2割 (19.4%)いた。自由記述のなかでも「施設を出た後のサポートをもっとしてほしい」「お金と孤独感で精神的にまいっている」など支援なく孤独に陥っている若者の存在が多く確認されている。
- 4) 児童福祉法第31条の2により規定されている。
- 5) 総務省行政評価局 (2020) p.40。
- 6) 総務省行政評価局 (2020) が、措置延長を認めるかどうかの判断について34の児童相談所に調査したところによると、「明確な基準を設けていなかった」。とくに、措置延長が認められたケースとそうでないケースの事例を分析した結果、進学先によってはそれまでの施設や里親のもとから距離的に通うことができないケースへの判断で各児童相談所の対応が割れていた。「現場の判断が揺れているのは、厚生労働省が措置先以外に居住する児童に措置継続等を認めることができる場合や措置先以外に居住する児童に対して施設等がとるべき対応について、具体的に指示していないことが一因と考えられる (総務省行政評価局 (2020) p.44)」と指摘されている。
- 7) 鈴木力 (2008) は、措置延長制度の利用を「子どもの権利」ととらえている。
- 8) 児童虐待・児童保護の領域で「教育」は子の訓育、育成・養成及び発達のための手段・措置の実施をいい、学校教育における教育とは異なる概念である (三輪 (2015) p.87)。
- 9) 児童福祉法第6条の3第8項で定義される。
- 10) 日本では、「児童社会扶助機関」(三輪 (2015) p.86)あるいは「児童社会援助局」(長

- 谷川 (2017) p.6) と訳されている。
- 11) DREES (2020) p.162。ただし2018年12月31日のデータ。
 - 12) DREES (2020) の支援件数354,730件, うち分離保護186,880件, 在宅保護167,850件のデータから推計。なお分離保護と在宅保護の比率は40%から68%の間で県ごとに差がある。
 - 13) DREES (2020) の以下のデータをもとに推計した。分離保護件数186,880件から司法で実施される件数 (15,560件) を除いたASE分離保護件数 (171,320件) を分母に置いている。里親保護件数75,797件, 施設保護件数65,120件, 自立居住件数12,487件。
 - 14) 在宅保護は, 保護に至った経緯が司法判断か行政判断によってAED (在宅教育活動) とAEMO (開かれた環境での教育活動) に分かれる。
 - 15) 実際に県で実施されている支援は多様であり, また家族向けなのか個人を対象とするのか, 緊急的な支援か定期的な支援かなど県ごとに違いがあり, 公式統計として把握することが困難となっている (DREES (2020) p.157)。
 - 16) フランスの施設における平均保護期間は12か月であり, 児童の出入りが頻繁にあるのが特徴である。例えば, 2017年の1年間に施設で受け入れた児童は58,700人であるが, 同時期に施設を退所した児童も55,800人いる。2017年末に在籍している施設児童は59,690人であることから, 入れ替わりが激しいことがわかる (DREES (2020) p.179)。
 - 17) 2018年12月末時点の状況。DRESSの社会扶助調査より筆者推計。CJM利用者数21,239人中, 分離保護は18,499人, 在宅保護は2,740人である。
 - 18) フランスにおける退所者実態調査の50年史をまとめたものとしてFRECHON Isabelle, DUMARET Annick-Camille (2008) がある。また1995年からの25年にわたる実態調査の動向をまとめたものとしてFRECHON Isabelle, LACROIX Isabelle (2020)。近年は研究者と当事者との共同により実態を明らかにする動きもある (ROBIN Perrine (2012) など)。
 - 19) FRECHON Isabelle, LACROIX Isabelle (2020) の分析を参考にしている。
 - 20) MAINAUD Thierry (2013) p.4。
 - 21) Observatoire National de l'Enfant en Dangerの略。社会的養護分野における観察と評価の必要性から2004年に新設された政府機関。社会的養護に関する統計作成・分析, その普及活動を行い, この分野の情報センターとして機能している。また社会的養護政策の策定を支援するために社会的養護の現状に関する報告書を作成し, 国会と政府に提出する。2016年に「社会的養護に関する全国監視機関 (ONPE : Observatoire National de la Protection de l'Enfance)」に名称変更された。
 - 22) ONED (2009)。なお, ONEDは2013年と2014年に諸外国も含めた退所者実態調査の文献レビューを行い, 翌年2015年には84県を対象にした退所者実態把握を行っている (ONED (2013), ONED (2014), ONED (2015))。
 - 23) YAOUANCQ Françoise, DUÉE Michel (2014) pp.132-133。

- 24) Etude Longitudinale sur l'Autonomisation des jeunes après un Placementの略。イル・ド・フランス地域圏とノール・パ・ド・カレ地域圏内の7つの県で行われた。ELAPの第1回目のアンケート調査は2013-2014年に行われ、当時17歳から20歳のASEの保護を受けているおよそ1,622人が回答した(回答率は71%)。第2回目の調査は18か月後の2015年に第1回目調査時に17歳だった若者(第2回調査時18-19.4歳)にアンケート調査が行われ443人回答した。第2回目の調査では、CJMの利用の有無別に退所後の状況が追跡された。2016-2017年に第3回目実施され、第2回目で回答した443人の内、107人が面接調査によってさらに追跡された。
- 25) DIPLP (2018) p.27。
- 26) 要望書のタイトルは、「社会的養護：準備なき退所を終わらせるために」。このワーキンググループの座長は元当事者で94県の当事者団体副代表のFouzy Matheyが務めた。
- 27) 貧困状態にある若者(16-25歳)の求職活動支援政策。Mission localが実施機関となる。495.50€(月)以下の収入の若者が対象となる。求職活動の支援にくわえ、上記基準額までの差額手当が給付される。毎月300€までであれば併給可能だが、総収入が1243.67€になったら手当は打ち切りとなる。契約は1年間、最大6か月延長可能。26歳の誕生日が来たら原則終了になる。
- 28) DIPLP (2020) p.14。具体的な達成状況については、例えば、25%が自身の支援担当者を選ぶことができた、35%が住宅問題を解決した、23.5%が経済的支援へアクセスできた、31%が職業もしくは就学の道へ進路が決まった、ということが示されている。
- 29) 「親権から解放された未成年者」とも訳される(三輪和宏(2015) p.87)。16歳以上で一定の手続きを経ると財産管理能力など成年者と同様の行為能力が与えられる。
- 30) 社会福祉・家族法典L112-3, L221-1, L222-5条がCJMの法的根拠となる。
- 31) GUIMARD, PETIT-GATS (2011) pp. 30-31。
- 32) CESE (2018) p.12。
- 33) パリのASEに設置された成年児童教育局の責任者M. Julien SCHIFRES, また同局の立ち上げにかかわったM.Jean-Michel RAVILYからの聞き取りによる(2019年2月24日インタビュー実施。事前に録音と聴き得た内容の公表に関する説明と合意を得ている)。
- 34) Educateur spécialiséと呼ばれる国家資格保持者
- 35) FRECHON Isabelle, MARQUET Lucy (2018), p.9。
- 36) 就学面に関するデータはFRECHON Isabelle, MARQUET Lucy (2018) pp. 10-11参照。
- 37) FRECHON Isabelle, BREUGNOT Pascale, MARQUET Lucy (2017) p.100。
- 38) MARQUET Lucy, PERRON Zoé, FRECHON Isabelle (2013) p.5。
- 39) FRECHON Isabelle, MARQUET Lucy (2018) p.8。

- 40) FRECHON Isabelle, BREUGNOT Pascale, MARQUET Lucy (2017) p.98.
- 41) CRUZ RIFIOTIS Fernanda (2019) pp.13-18.
- 42) GARRIGUES H el ene (2015) p.171.
- 43) FRECHON Isabelle, LACROIX Isabelle (2020) p.119.
- 44) 2014年10月1日から12月31日にDREESとINSEEによって実施された「若者に関する社会資源調査 (L'enqu ete nationale sur les ressources des jeune)」によって明らかにされている。
- 45) VERDIER Pierre (2012) pp.13-14.
- 46) GARRIGUES H el ene (2015) pp.169-170.
- 47) La loi du 6 juin 1984 relative aux droits des familles dans leurs rapports avec les services charg es de la protection de la famille et de l'enfance ; et au statut des pupilles de l'Etat
- 48) 1970年代から書かれた200通の「手紙」を分析した結果、若者が手紙のなかで「契約」という用語を使うようになったのは1993年が初めてで、以降、「支援」でも「保護」を求めるという言葉ではなく、契約と言う言葉が使われるようになっていった (GUIMARD et PETIT-GATS (2010) p.120)。
- 49) La loi du 2 janvier 2002 r enovant l'action sociale et m edicosocialおよびLa loi du 5 mars 2007 r eformant la protection de l'enfance。

参考文献

- AMROUS Nadia (2018) « 341000 mesures d'aide sociale   l'enfance en cours fin 2017 » * tudes et R esultats*, N  1090, octobre, pp.1-3.
- CESE (2018) *Pr evir les ruptures dans les parcours en protection de l'enfant*.
- CRUZ RIFIOTIS Fernanda (2019) « Devenir sujet : les exp eriences des jeunes sous Contrat jeune majeur en France », *Vibrant: Virtual Brazilian Anthropology*, vol. 16, pp.1-20.
- DIPLP (2018) *Strat gie nationale de pr vention et de lutte contre la pauvret . Investir dans les solidarit s : pour l' mancipation de tous*.
- DIPLP (2019) *Aide sociale   l'enfance : pour en finir avec les sorties s ches*.
- DIPLP (2020) *Mise en  uvre de la strat gie nationale de pr vention et de lutte contre la pauvret  Bilan d' tape*.
- DGCS (2020) * tude relative aux modalit s d'accompagnement des jeunes de 16   21 ans de l'Aide Sociale   l'Enfance mises en  uvre par les services d partementaux de l'ASE, asdo  tudes, Rapport final*.
- DREES (2020) *L'aide et l'action sociales en France - Perte d'autonomie, handicap, protection de l'enfance et insertion - Edition 2020*, octobre.
- ESTRADE Marc-Antoine, MINNI Claude (1996) « La hausse de niveau de formation : la dur e des  tudes   doubl e en cinquante ans », *INSEE Premi re*, n  488, septembre.

- FRECHON Isabelle, DUMARET Annick-Camille (2008) « Bilan critique de 50 ans d'études sur le devenir adulte des enfants placés », *Neuropsychiatrie de l'enfance et de l'adolescence* 56, pp.135-147.
- FRECHON Isabelle, MARQUET Lucy (2016) « Comment les jeunes placés à l'âge de 17 ans préparent-ils leurs avenir ? », INED, *Documents de travail*, n° 227, pp.1-9.
- FRECHON Isabelle, MARQUET Lucy (2018) « Sortir de la protection de l'enfance à la majorité ou poursuivre en contrat jeune majeur », *Populations vulnérables*, n° 4, pp.1-18.
- FRECHON Isabelle, BREUGNOT Pascale, MARQUET Lucy (2017) « La fin du Parcours en protection de l'enfance. Lorsque le passé dessine l'avenir », Actes des journées Anmecs « Les enjeux du parcours de l'enfant en Mecs. Entre attachements, co-responsabilité et transversalité », Paris, *Actif*, pp. 85-111.
- FRECHON Isabelle, LACROIX Isabelle (2020) « L'entrée dans la vie adulte des jeunes pris en charge par le système de protection de l'enfance », *Agora débats/jeunesses*, N° 86, pp.111-126.
- GARRIGUES Hélène (2015) « Les enjeux de l'accueil provisoire jeune majeur pour les jeunes majeurs parisiens », *Vie sociale*, n° 12, pp.167-184.
- GUIMARD Nathalie, PETIT-GATS Juliette (2010) « Écrits des jeunes en quête de statut », *Recherches familiales*, n° 7, pp.115-125.
- GUIMARD Nathalie, PETIT-GATS Juliette (2011) *Le contrat jeune majeur. Un temps négocié*, L'Harmattan, collection « Logiques Sociales », Paris.
- MAINAUD Thierry (2013) « Échec et retard des enfants hébergés par l'aide sociale à l'enfance », *Études et Résultats*, N° 845, juillet, pp.1-6.
- MARQUET Lucy, PERRON Zoé, FRECHON Isabelle (2013) « Les enfants protégés en France. Différences selon les politiques départementales de prise en charge », XVIe Colloque national de démographie, Mai 2013, Aix-en-Provence, France.
- ONED (2009) *Entrer dans l'âge adulte : la préparation et l'accompagnement des jeunes majeurs en fin de mesure de protection*.
- ONPE (2020) *Quatorzième rapport au Gouvernement et au Parlement*, La documentation française.
- ONPE (2021) *Chiffres clés en protection de l'enfance au 31 décembre 2019*.
- PLIQUET Emmanuel (2016) « Aide sociale à l'enfance : 55000 enfants et adolescents hébergés en établissements », *Études et Résultats*, septembre, N° 974, pp.1-6.
- ROBIN Pierrine (2012) « Les jeunes sortant de la protection sociale de l'enfance », *Nouvelles pratiques sociales*, vol.24, n° 2, pp.185-203.
- VERDIER Pierre (2012) Le « contrat jeunes majeurs » : mythe et réalité, *Journal du droit des jeunes*, n° 320, pp.10-14.
- YAOUANCQ Françoise, DUÉE Michel (2014) Les sans-domicile en 2012 : une grande

- diversité de situations, *France, portrait social*, INSEE.
- 阿部彩 (2015) 「子どもの貧困とは何か」『世界の児童と母性』第79号, pp.2-5
- 伊藤嘉余子 (2013) 「満年齢で措置解除となった児童養護施設退所者へのアフターケア：支援内容と支援時期との関連性の検証」『社会問題研究』第62巻, pp.1-10
- 厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課 (2019) 『社会的養育の推進に向けて』
- 総務省行政評価局 (2020) 『要保護児童の社会的養護に関する実態調査結果報告書』
- 鈴木力 (2008) 「児童養護施設で生活する子どもに対する措置延長」季刊『児童養護』第38巻, 4号, pp.20-21
- 長谷川秀樹 (2017) 「現代フランス社会におけるパレナージュについて」『常盤台人間文化論叢』第3巻, 1号, pp.3-22
- ビックイシュー基金 (2010) 『若者ホームレス白書』 <https://bigissue.or.jp/wp-content/uploads/2018/09/younghomeless.pdf> (最終確認2021年9月17日)
- 三菱UFJリサーチ&コンサルティング (2021) 『児童養護施設等への入所措置や里親委託等が解除された者の実態把握に関する全国調査報告書』
- 三輪和宏 (2015) 「フランスにおける児童虐待防止制度」『レファレンス』8月号, pp.81-108